

石川町雇用維持支援交付金

3か月間の売上が10%減少した

事業主の方へ一時金を交付します！

雇用保険有資格従業員数×1万円

対象となる方

つぎのすべてに該当する事業者が対象となります。

- (1) 令和3年10月1日現在において、町内に事業所を有している事業者
- (2) 令和3年1月から令和3年10月までの間に、連続する3か月の売上の合計が前年または前々年の同期間比で10%以上減少している事業者
- (3) 従業員の雇用を継続する意思のある事業者
- (4) 町税等を滞納していない事業者
- (5) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない事業者

補助金額

有資格従業員1人あたり 10,000円

※添付する適用事業所台帳ヘッダー2に記載されている従業員の数になります。

提出書類

- (1) 雇用維持支援事業交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (3) 雇用維持支援事業交付金交付請求書（様式第5号）
- (4) 適用事業所台帳ヘッダー2（令和3年10月末日現在のもの）

※ハローワークの「雇用保険適用事業所情報提供請求書」にて取得

その他、交付金の詳細（要綱・様式等）については、町ホームページでご確認ください。

申請期間

令和3年11月10日（水）から令和4年2月28日（月）まで

《問い合わせ先》

石川町企画商工課商工観光係

〒963-7893 石川町字長久保185-4

電話:(0247)26-9113 FAX:(0247)26-0360